

主 な 改 正 事 項

改 正 条 項 号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編第 7 条第 1 項関係 9	酒類等製造免許の事務処理期間について、その起算日及び国税庁における事務処理期間を明確化した。
第 2 編第 7 条第 5 項関係 1 , 3 及び第 2 編第 9 条第 1 項関係12	引用条文の変更に伴う整合性を図った。
第 2 編第 9 条第 1 項関係 6 , 8	百貨店、大型小売店舗等の用語の定義を見直した。
第 2 編第 9 条第 1 項関係10	一般酒類小売業免許の公開抽選に当り、不正に抽選したことが認められた場合の取扱いについて見直しを行った。
第 2 編第 9 条第 1 項関係15	営業の承継の取扱いについて、その趣旨を確認的に明示した。
第 2 編第 9 条第 1 項関係22	酒類販売業免許の処理について、国税庁長官に上申が必要な申請等の見直しを行った。
第 2 編第 9 条第 1 項関係23	酒類販売業免許の事務処理期間について、その起算日及び国税庁における事務処理期間を明確化した。
第 2 編第10条 1 から10及び第 2 編第10条第10号関係 1 から10	免許の要件について、「申請者の経営の基礎が確立していること」と「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の整合性について整理した。
第 2 編第10条第 6 号関係 3	免許の要件に関し、滞納処分を受けた場合の取扱いについてその趣旨を確認的に明示した。
第 2 編第10条第 9 号関係 1	アルコール事業法との整合性を図った。
第 2 編第47条第 1 項関係 9	市区町村合併による製造場等所在地の変更については、異動申告が不要である旨確認的に明示した。

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。以下同じ。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 編 酒税法関係</p> <p>第 7 条 酒類の製造免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 ~ 8 (省略)</p> <p>9 酒類等の製造免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類等の製造免許の申請等があった場合の標準的な 処理期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>税務署長限りで処理するもの</u> <u>税務署長は、原則として、2 か月以内に処理す る。</u></p> <p>(2) <u>国税局長限りで処理するもの</u> <u>税務署長は、原則として、2 か月以内に国税局長 に上申する。</u> <u>国税局長は、原則として、2 か月以内に処理す る。</u></p> <p>(3) <u>国税庁長官に上申を要するもの</u> <u>税務署長は、原則として、2 か月以内に国税局長 に上申する。</u> <u>国税局長は、原則として、1 か月以内に国税庁長 官に上申する。</u> <u>国税庁長官は、原則として、3 か月以内に処理す る。</u></p> <p>(4) <u>標準処理期間の起算日</u> <u>標準処理期間の起算日は、申請者等から申請書類 が提出された日の翌日とする。</u></p>	<p>第 2 編 酒税法関係</p> <p>第 7 条 酒類の製造免許</p> <p>第 1 項関係</p> <p>1 ~ 8 (同左)</p> <p>9 酒類等の製造免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類等の製造免許の申請等があった場合の標準的な 処理期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>国税庁長官に上申を要するもの</u> <u>税務署においては、申請者から申請書類を受理し た日(書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加 書類を要求した場合は、再び申請書類を受理した日 又は追加書類を受理した日とする。上申の場合及び (2)並びに(3)において同じ。)の翌日から起算して、 原則として、2 か月以内に国税局長に上申するもの とし、国税局長は税務署長から申請書類を受理した 日の翌日から起算して、原則として、1 か月以内に 国税庁長官に上申する。</u></p> <p>(2) <u>国税局長限りで処理するもの</u> <u>税務署においては、申請者から申請書類を受理し た日の翌日から起算して、原則として、2 か月以内 に国税局長に上申するものとし、国税局長は税務署 長から申請書類を受理した日の翌日から起算して、 原則として、2 か月以内に処理する。</u></p> <p>(3) <u>税務署長限りで処理するもの</u> <u>税務署長限りで処理するものについては、申請者 から申請書類を受理した日の翌日から起算して、原 則として、2 か月以内に処理する。</u></p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>なお、上申された場合における上級官庁の標準処理期間の起算日は、当該上申された日の翌日とする。</u></p> <p><u>(5) 標準処理期間から除外される期間</u> <u>標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。</u></p> <p><u>イ 書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。</u></p> <p><u>ロ 行政庁の責に属さない事情により要した期間。</u></p> <p>第5項関係</p> <p>1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い 試験製造免許以外の製造免許に期限を付けている場合において、免許に期限が付けられている製造者から、免許期限の到来前に当該免許期限の延長を受けたい旨の申立てがあったときは、当該製造者が第10条第10号関係の<u>1《経営の基礎が薄弱と認められる場合の意義》</u>に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い 免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き現在免許を受けている酒類の製造をしようとして、改めて免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条第10号関係の<u>1《経営の基礎が薄弱と認められる場合の意義》</u>に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1～5 (省略)</p> <p>6 販売場の取扱い</p>	<p>(新設)</p> <p>第5項関係</p> <p>1 試験製造免許以外の免許期限の延長の取扱い 試験製造免許以外の製造免許に期限を付けている場合において、免許に期限が付けられている製造者から、免許期限の到来前に当該免許期限の延長を受けたい旨の申立てがあったときは、当該製造者が第10条第10号関係の<u>2《経営の基礎薄弱者の取扱い》</u>に該当せず、かつ、次の要件を満たす場合は、その免許期限を翌会計年度の末日まで延長する。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い 免許に期限が付けられている製造者から免許期限経過後も引き続き現在免許を受けている酒類の製造をしようとして、改めて免許の申請があった場合は、当該申請者が第10条第10号関係の<u>2《経営の基礎薄弱者の取扱い》</u>に該当せず、かつ、次の要件を満たすときは、永久免許を付与する。ただし、試験製造免許については永久免許を付与しない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>1～5 (同左)</p> <p>6 販売場の取扱い</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 販売業者である<u>百貨店又はその他の大型小売店舗</u> (以下これらを「<u>大型店舗</u>」という。)からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該<u>大型店舗</u>において輸入品売場(国際化の推進及び消費者ニーズの多様化・消費選択幅の拡充に対応するため設置された専ら輸入品を販売する場所をいう。以下同じ。)を設置して酒類の販売を行う場合においては、当該輸入品売場については新たに酒類の販売業免許を要しないものとして取り扱う。</p> <p>(注) 1 「<u>百貨店</u>」とは、<u>大規模小売店舗立地法</u> (平成10年法律第91号。以下「<u>大店立地法</u>」という。)第2条《定義》第2項に規定する<u>大規模小売店舗</u>(当該<u>大規模小売店舗</u>内において、<u>小売業を営む店舗</u>を含む。)で日本百貨店協会に加盟している店舗のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) <u>取扱商品は、衣・食・住のそれぞれが10%以上70%未満</u></p> <p>(2) <u>従業員が常時50人以上</u></p> <p>(3) <u>店舗面積が 3,000㎡ (政令指定都市にあるものについては 6,000㎡) 以上</u></p> <p>(4) <u>セルフサービス方式を採用している店舗面積が、総店舗面積の20%未満</u></p> <p>2 「<u>その他の大型小売店舗</u>」とは、<u>大店立地法</u>第2条《定義》第2項に規定する<u>大規模小売店舗</u>で、<u>店舗面積が10,000㎡以上の建物内において、小売業を営む店舗</u>(百貨店を除く。)をいう。</p> <p>3 <u>店舗面積</u>とは、<u>大店立地法</u>第5条《大規模小売店舗の新設に関する届出等》第1項の規定により、<u>大規模小売店舗の新設をする者が届け出た大規模小売店舗内の店舗面積の合計</u>(免許処分時において、同法第6条《変更の届出》、第8条《都道府県の意</p>	<p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 販売業者である<u>百貨店等又は百貨店等</u>からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該<u>百貨店等</u>において輸入品売場(国際化の推進及び消費者ニーズの多様化・消費選択幅の拡充に対応するため設置された専ら輸入品を販売する場所をいう。以下同じ。)を設置して酒類の販売を行う場合においては、当該輸入品売場については新たに酒類の販売業免許を要しないものとして取り扱う。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>見等》又は第9条《都道府県の勧告等》に規定する届出が行われているときは、当該届出後のものとする。）をいう（以下同じ。）。</u></p> <p>7 （省略）</p> <p>8 酒類販売業免許等の区分及びその意義</p> <p>酒類販売業免許等（法第9条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。）の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者又は料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）に対して酒類を継続的に販売することが認められる次の免許をいう。</p> <p>（注）酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は小売販売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許である。</p> <p>(イ) （省略）</p> <p>(ロ) 大型店舗酒類小売業免許</p> <p>大型店舗酒類小売業免許とは、<u>大型店舗</u>において酒類を小売することができる免許をいう。</p>	<p>7 （同左）</p> <p>8 酒類販売業免許等の区分及びその意義</p> <p>酒類販売業免許等（法第9条《酒類の販売業免許》の規定に基づき酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者に対して税務署長が付与する免許をいう。以下同じ。）の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することを認められる次の免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者又は料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）に対して酒類を継続的に販売することが認められる次の免許をいう。</p> <p>（注）酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《免許の条件》に基づき、酒類の販売は小売販売に限る旨の条件を付されている酒類販売業免許である。</p> <p>(イ) （同左）</p> <p>(ロ) 大型店舗酒類小売業免許</p> <p>大型店舗酒類小売業免許とは、<u>百貨店又はその他の大型小売店舗（以下これらを「大型店舗」という。）</u>において酒類を小売することができる免許をいう。</p> <p><u>（注）1 「百貨店」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第2条《</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>9 (省略)</p> <p>10 一般酒類小売業免許の取扱い 一般酒類小売業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p><u>定義》第2項に規定する大規模小売店舗(当該大規模小売店舗内において、小売業を営む店舗を含む。)で日本百貨店協会に加盟している店舗のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</u></p> <p>(1) <u>取扱商品は、衣・食・住のそれぞれが10%以上70%未満</u></p> <p>(2) <u>従業員が常時50人以上</u></p> <p>(3) <u>店舗面積が 3,000㎡(政令指定都市にあるものについては 6,000㎡)以上</u></p> <p>(4) <u>セルフサービス方式を採用している店舗面積が、総店舗面積の20%未満</u></p> <p>2. <u>「その他の大型小売店舗」とは、大店立地法第2条《定義》第2項に規定する大規模小売店舗で、店舗面積が10,000㎡以上の建物内において、小売業を営む店舗(百貨店を除く。)をいう。</u></p> <p>3. <u>店舗面積とは、大店立地法第5条《大規模小売店舗の新設に関する届出等》第1項の規定により、大規模小売店舗の新設をする者が届け出た大規模小売店舗内の店舗面積の合計(免許処分時において、同法第6条《変更の届出》、第8条《都道府県の意見等》又は第9条《都道府県の勧告等》に規定する届出が行われているときは、当該届出後のものとする。)をいう(以下同じ。)</u></p> <p>9 (同左)</p> <p>10 一般酒類小売業免許の取扱い 一般酒類小売業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 公開抽選日前における確認事項等</p> <p>公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請期間内に受理した申請書等について次の場合に該当するかどうかを確認し、申請者が不正に抽選に参加することが明らかに認められるときは、当該申請者の公開抽選への参加を認めない。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p><u>ハ 申請者の名義いかんにかかわらず、実質的に同一申請者から、同一場所(同一建物及びこれに付属する施設等又は隣接する施設等で事実上同一敷地内と認められる場所を含む。以下同じ。)に2以上の申請書等が提出された場合</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(4) 公開抽選日前における確認事項等</p> <p>公開抽選の公平を確保するために、抽選対象申請期間内に受理した申請書等について次の場合に該当するかどうかを確認し、申請者が不正に抽選に参加しようとしたことが認められたときは、当該申請者の公開抽選への参加を認めないで、<u>法第10条《免許の要件》第10号に規定する経営の基礎が薄弱であるとして拒否処分を行う。</u></p> <p><u>なお、抽選後の審査時において申請者が不正に抽選に参加したことが認められた場合には、当該申請に対しても同様に拒否処分を行う。</u></p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(注) 1 虚偽の記載その他の不正行為等により公開抽選に不正に参加をしようとする者は人的要素に相当の欠陥があると判断されるものである。</u></p> <p><u>2 実質的に同一申請者から同一小売販売地域に複数の申請書等が提出された場合で、これらの申請書等の中により上位の審査順位を得るための実体のない申請書等が含まれており抽選に不正に参加をすることが認められたときの拒否処分については、当該複数の申請書等の全部について行う。</u></p> <p><u>また、同一申請者から複数の小売販売地域に、それぞれ1件の申請書等の提出があった場合は、これらの申請等に係るすべての販売場について、所有資金等の有無について明らかにさせた上で、法第10条《免許の要件》第10号の規定に基づき判断を行う。</u></p> <p><u>なお、同一申請者から複数申請等がある</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(5) (省略)</p> <p>(6) 審査及び免許付与の決定</p> <p>受理した申請書等を(5)に定めるところにより決定した審査順位に従って審査を行い、当該小売販売地域における当該免許年度の年度内免許枠の範囲内で免許要件を満たす者から順次免許を付与する。</p> <p><u>なお、公開抽選の公平を担保する観点から、申請者が不正に抽選に参加したことが認められた場合には、当該申請に対して拒否処分を行う。</u></p> <p><u>不正に抽選に参加したことが認められる場合とは、次の場合をいう。</u></p> <p>イ <u>申請書等(添付書類を含む。)に虚偽の記載がある場合その他の不正行為が認められる場合</u></p> <p>ロ <u>申請者の名義いかんにかかわらず、実質的に同一申請者から、同一小売販売地域内又は同一場所に2以上の申請書等が提出された場合であって、そのすべての申請についての所要資金等を有していない等、実体が認められない場合</u></p> <p>(注)1 <u>実質的に同一申請者から同一小売販売</u></p>	<p><u>場合でも、そのすべてについて所有資金等を有し実体が認められるときは、当該申請者の公開抽選への参加が認められることに留意する。</u></p> <p>3 <u>次の者から申請書等が提出された場合は、実態を調査の上、実質的に同一申請者の申請書等の複数提出に該当するかどうかを判定する。</u></p> <p>(1) <u>申請者の親族</u></p> <p>(2) <u>申請者又は親族が株主となっている同族会社(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条《定義》第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(3) <u>申請者又は同族会社と雇用関係にある使用者で当該申請者又は当該同族会社からの融資によって所要資金の50%以上を賄うことが確実に認められる者</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 審査及び免許付与の決定</p> <p>受理した申請書等を(5)に定めるところにより決定した審査順位に従って審査を行い、当該小売販売地域における当該免許年度の年度内免許枠の範囲内で免許要件を満たす者から順次免許を付与する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>地域又は同一場所に複数の申請書等が提出された場合で、これらの申請書等の中により上位の審査順位を得るための実体のない申請書等が含まれており抽選に不正に参加したことが認められたときの拒否処分については、当該複数の申請書等の全部について行う。</u></p> <p><u>また、同一申請者から複数の小売販売地域に、申請書等の提出があった場合は、これらの申請等に係るすべての販売場について、所有資金等の有無について明らかにさせた上で、法第10条《免許の要件》第10号の規定に基づき判断を行う。</u></p> <p><u>2. 次の者から提出された申請書等については、実態を調査の上、実質的に同一申請者の申請書等の複数提出に該当するかどうかを判定する。</u></p> <p><u>(1) 申請者の親族</u></p> <p><u>(2) 申請者又は親族が株主となっている同族会社（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条《定義》第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(3) 申請者又は同族会社と雇用関係にある使用者で当該申請者又は当該同族会社からの融資によって所要資金の50%以上を賄うことが確実に認められる者</u></p> <p><u>また、平成12年12月31日までの間においては、複数の申請販売場が第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の(5)に定める基準距離内に存在している場合は、これらの複数の申請販売場に係る審査については次による。</u></p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>11（省略）</p> <p>12 特殊酒類小売業免許の取扱い</p> <p>特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許</p>	<p><u>なお、平成12年12月31日までの間においては、複数の申請販売場が第10条第11号関係の3《一般酒類小売業免許の需給調整要件》の5に定める基準距離内に存在している場合は、これらの複数の申請販売場に係る審査については次による。</u></p> <p>イ～ロ（同左）</p> <p>11（同左）</p> <p>12 特殊酒類小売業免許の取扱い</p> <p>特殊酒類小売業免許は、酒類の消費者又は関連事業者等の特別の必要に応ずるために一般酒類小売業免許</p>

改 正 後	改 正 前
<p>の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い</p> <p>8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の1《<u>経営の基礎が薄弱であると認められる場合の意義</u>》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときには、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。</p> <p>イ～ホ (省略)</p> <p>13～14 (省略)</p> <p>15 法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い</p> <p>酒類販売業者等(販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。)が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等(以下、この15において「法人成り等」という。)を行うことにより、新たに酒類販売業等免許(酒類販売業免許、酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許をいう。以下同じ。)の申請がなされた場合において、当該申請が次の2に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いにより新規に一般酒類小売業免許を受けた後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。</p> <p>(注)新たに付与する酒類販売業免許には、必要に応</p>	<p>の一般的需給状況にかかわらず付与するものであるから、その販売行為は必要最低限のものとし、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付して免許を付与する。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) その他特殊酒類小売業免許の取扱い</p> <p>8の(1)のイの(ハ)のAからHまでに定める特殊酒類小売業免許以外の酒類小売業免許を特に付与する必要がある場合は、販売する酒類の範囲及びその販売方法について条件を付し、その他特殊酒類小売業免許を付与することができる。</p> <p>なお、次に掲げるその他特殊酒類小売業免許の申請があった場合において、免許の申請者が第10条関係の1《申請者に関する人的要件》に定める要件を満たし、第10条第10号関係の2《<u>経営の基礎薄弱者の取扱い</u>》に該当せず、かつ、当該その他特殊酒類小売業免許の区分ごとに定める免許の基準のいずれにも該当するときには、当該区分ごとに定める免許の条件を付して免許を付与しても差し支えない。</p> <p>イ～ホ (同左)</p> <p>13～14 (同左)</p> <p>15 法人成り等の場合の酒類販売業等免許の取扱い</p> <p>酒類販売業者等(販売業者、酒類販売代理業者及び酒類販売媒介業者をいう。以下同じ。)が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等(以下、この15において「法人成り等」という。)を行うことにより、新たに酒類販売業等免許(酒類販売業免許、酒類販売代理業免許及び酒類販売媒介業免許をいう。以下同じ。)の申請がなされた場合において、当該申請が次の2に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。</p> <p>なお、この取扱いにより新規に一般酒類小売業免許を受けた後1年間は、当該販売場の移転の取扱いを行わない。</p> <p>(注)新たに付与する酒類販売業免許には、必要に応</p>

改 正 後	改 正 前
<p>じ、販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付すことに留意する。</p> <p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 営業の承継</p> <p>酒類販売業者等の3親等以内の親族で、その酒類販売業者等の販売場で現に酒類の販売等の業務に従事している者が、酒類販売業者等の同意を得てその酒類販売業者等の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに酒類販売業等をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められるとき。</p> <p><u>(注) この特例の取扱いは、酒類販売業者等が身体</u> <u>の故障等の事情により実質的に営業を行う</u> <u>ことができず、その親族が実質的経営者とし</u> <u>て経営に従事しているという事情がある場合</u> <u>において、実質的経営者から免許申請があっ</u> <u>た場合には、需給調整要件にかかわらず免許</u> <u>を付与することとして取り扱う趣旨であるか</u> <u>ら、実質的に営業を継続する者から形式的に</u> <u>営業のみを承継した場合や、その他違法・不</u> <u>当な目的で営業を承継することとした場合に</u> <u>は、免許を付与しないのであるから留意す</u> <u>る。</u></p> <p><u>(注) 法人成り等に伴い新規の酒類販売業等免許申</u> <u>請がなされた場合には、当該申請までに至る経</u> <u>緯や内容等について十分に聴取する。</u></p> <p>16～21 (省略)</p> <p>22 酒類販売業免許の取扱官庁</p> <p>(1) 国税庁長官に上申を要するもの</p> <p>イ <u>全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法</u> <u>第10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件</u> <u>に該当していないが、国税局長において特に免許</u> <u>することを適当と認めたもの</u></p> <p>ロ <u>法第14条《酒類の販売業免許の取消し》第3号</u> <u>の規定により酒類販売業免許の取消しを行う場合</u></p>	<p>じ、販売方法又は販売する酒類の範囲について条件を付すことに留意する。</p> <p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 営業の承継</p> <p>酒類販売業者等の3親等以内の親族で、その酒類販売業者等の販売場で現に酒類の販売等の業務に従事している者が、酒類販売業者等の同意を得てその酒類販売業者等の販売場及び販売先等をそのまま引き継いで新たに酒類販売業等をしようとする場合で、経営内容の実質に変化がないと認められるとき。</p> <p>(注) 法人成り等に伴い新規の酒類販売業等免許申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。</p> <p>16～21 (同左)</p> <p>22 酒類販売業免許の取扱官庁</p> <p>(1) 国税庁長官に上申を要するもの</p> <p><u>全酒類卸売業免許又はビール卸売業免許で、法第</u> <u>10条《免許の要件》各号に規定する免許の要件に該</u> <u>当していないが、国税局長において特に免許するこ</u> <u>とを適当と認めたもの及び異例又は特殊な酒類販売</u> <u>業免許で国税局長において特に免許することを適当</u> <u>と認めたもの。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)～(3) (省略)</p> <p>23 酒類販売業免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類販売業等免許の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする。 <u>ただし、(4)に定める抽選となった申請等のうち、一般酒類小売業免許に係る申請等については、遅くとも申請等のあった免許年度内に処理するのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>税務署長限りで処理するもの</u> <u>税務署長は、原則として、2か月以内に処理する。</u></p> <p>(2) <u>国税局長限りで処理するもの</u> <u>税務署長は、原則として、2か月以内に国税局長に上申する。</u> <u>国税局長は、原則として、2か月以内に処理する。</u></p> <p>(3) <u>国税庁長官に上申を要するもの</u> <u>税務署長は、原則として、2か月以内に国税局長に上申する。</u> <u>国税局長は、原則として、1か月以内に国税庁長官に上申する。</u> <u>国税庁長官は、原則として、3か月以内に処理する。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(2)～(3) (同左)</p> <p>23 酒類販売業免許の事務処理期間(標準処理期間) 酒類販売業等免許の申請等があった場合の標準処理期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>国税庁長官に上申を要するもの</u> <u>税務署においては、申請者から申請書類を受理した日(書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合は、再び申請書類を受理した日又は追加書類を受理した日とする。上申の場合及び(2)並びに(3)において同じ。)の翌日から起算して、原則として、2か月以内に国税局長に上申するものとし、国税局長は税務署長から申請書類を受理した日の翌日から起算して、原則として、1か月以内に国税庁長官に上申する。</u></p> <p>(2) <u>国税局長限りで処理するもの</u> <u>税務署においては、申請者から申請書類を受理した日の翌日から起算して、原則として、2か月以内に国税局長に上申するものとし、国税局長は税務署長から申請書類を受理した日の翌日から起算して、原則として、2か月以内に処理する。</u></p> <p>(3) <u>税務署長限りで処理するもの</u> <u>税務署長限りで処理するものについては、申請者から申請書類を受理した日の翌日から起算して、原則として、2か月以内に処理する。</u></p> <p>(4) <u>抽選対象となった申請</u> <u>(1)から(3)の定めにかかわらず、10の(5)《申請書等の審査順位の決定》に定める公開抽選により審査順位が決められた(11の(1)《大型店舗酒類小売業免許の取扱い》において準用する場合を含む。)申請</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(4) <u>標準処理期間の起算日</u> <u>標準処理期間の起算日は、申請者等から申請書類が提出された日の翌日とする。</u> <u>なお、上申された場合における上級官庁の標準処理期間の起算日は、当該上申された日の翌日とする。</u> <u>ただし、抽選対象となった申請等(10の(5)《申請書等の審査順位の決定》に定める公開抽選により審査順位が決められた申請等をいう。(11の(1)《大型店舗酒類小売業免許の取扱い》において準用する場合を含む。))の起算日については、当該審査順位に従い、当該申請等ごとに通知する審査の開始日とする。</u> <u>(注) 審査の開始日については、審査順位第1位の者は、抽選後提出することとされている添付書類が提出された日の翌日とするが、審査順位第2位以下の順位の者については、遅くとも直近先順位の者に対して免許等の通知をした日以前とするよう努める。また、申請者等に対し、審査開始の日を通知するのであるから留意する。</u></p> <p>(5) <u>標準処理期間から除外される期間</u> <u>標準処理期間から除外される期間は、次のとおりであるから留意する。</u> <u>イ 書類の欠陥補正のため返戻した場合又は追加書類を要求した場合、当該返戻した日又は要求した日から再び申請書類が提出された日又は追加書類が提出された日までの期間。</u> <u>ロ 行政庁の責に属さない事情により要した期間。</u></p> <p>24 (省略)</p> <p>第10条 免許の要件</p>	<p><u>等については、当該審査順位に従い当該申請等ごとに審査の開始日以後1件当たり原則として2か月以内に処理する。ただし、一般酒類小売業免許に係る申請等については、原則として、申請等のあった免許年度内に処理する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>24 (同左)</p> <p>第10条 免許の要件</p>

改 正 後	改 正 前
<p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売免許を受けようとする申請があった場合、<u>免許処分時において、申請内容が法第10条《免許の要件》各号の要件に該当しないときは免許を付与する。</u></p> <p>1 申請者に関する人的要件</p> <p>申請者に関する人的要件は、申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人、（酒税の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者若しくは申請者の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人については法第10条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定に該当しないこととする。</p> <p>（削除）</p>	<p>酒類の製造免許、酒母等の製造免許及び酒類の販売免許を受けようとする申請があった場合は、<u>法第10条《免許の要件》各号の要件を満たしているときに限り免許を付与する。</u></p> <p>1 申請者に関する人的要件</p> <p>申請者に関する人的要件は、申請者については法第10条《免許の要件》第1号から第8号まで、申請者の法定代理人、（酒税の製造又は販売に係る営業に関し代理権を有するものに限る。以下同じ。）、申請者若しくは申請者の法定代理人が法人である場合はその役員又は申請製造場若しくは申請販売場の支配人については法第10条第1号、第2号、第7号及び第8号の規定に該当しないこと<u>並びに申請者の経営の基礎が確立していることとする。</u></p> <p>2 <u>酒類製造免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u></p> <p>(1) <u>経歴及び知識・能力等</u></p> <p><u>申請者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p>(2) <u>製造能力及び所要資金等</u></p> <p>イ <u>申請製造場について、酒類の製造見込数量が、法定製造数量以上である。</u></p> <p>ロ <u>申請者が、酒類を適切に製造するために必要な所要資金等（資本、当座資産及び融資をいう。以下同じ。）並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有する者であって、酒類の製造に関して安定的な経営が行われると認められる場合である。</u></p> <p><u>（注）「安定的な経営が行われると認められる場合」には、酒類の製造に関し、必要な資金を融資等により将来にわたって確保することができ、かつ、その事業計画が単年度黒字の発生、累積欠損の解消等が確実に図られることを予定しているなど黒字体質に転換する合理</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p><u>的な根拠があると認められる場合を含むものとする。</u></p> <p><u>八 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該酒類の製造に必要な原料の入手が確実に認められる場合である。</u></p> <p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>3 一般酒類小売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u></p> <p><u>(1) 経歴及び経営能力等</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p><u>(注) 申請者（申請者が法人の場合はその役員）及び申請販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p><u>1 免許を受けている酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒（薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者</u></p> <p><u>2 酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類の製造業若しくは販売業の経営者として直接業務に従事した者等で酒類に関する事業及び酒類業界の実情に十分精通していると認められる者</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>申請者は、次に掲げる要件に該当する船舶の所有者、よう船者又は当該船舶内等の一定の場所を借り受ける者で、免許を付与された場合当該船舶内等において一般乗客を対象として酒類を販売することができる者である。</u></p> <p>イ <u>日本に船籍を有している。</u></p> <p>ロ <u>客船又は貨客船であって、その総トン数が 100 トン以上である。</u></p> <p>ハ <u>一定の定期航路に就航している。</u></p> <p>(4) <u>駅構内等酒類小売業免許</u> <u>申請者は、免許を付与された場合、駅に付属する店舗、駅構内又は進行中の列車内において一般乗降客を対象として酒類を販売することができる者である。</u></p> <p>(5) <u>競技場等酒類小売業免許</u> <u>申請者は、免許を付与された場合、野球、競馬等の競技場若しくは劇場等の場内に売店を設け、又は立ち売り等により一般入場者を対象として酒類を販売することができる者である。</u></p> <p>(6) <u>船用品等取扱業者酒類小売業免許</u> <u>申請者が、次の要件に該当する場合である。</u></p> <p>イ <u>申請者は、船舶又は航空機(以下この(6)において、これらを「船舶等」という。)に対する船用品又は機用品(以下この(6)において、これらを「船用品等」という。)専門販売業者であって、かつ、免許を付与された場合、相当数量の酒類を販売する見込みがあると認められる者である。</u></p> <p>ロ <u>申請者は、本邦と外国との間を往来する船舶等に船用品等を販売するために現に税関から船舶等への交通の承認を受けている船用品等取扱業者であり、かつ、相当期間その経験を有する者である。</u></p> <p>ハ <u>申請者は、倉庫、事務所等適当と認められる販売のための設備を有していると認められる者であり、かつ、申請販売場が港又は空港に近接している。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p>(7) <u>通信販売酒類小売業免許</u></p> <p><u>イ 申請者は、経験その他から判断し、適正に通信販売による酒類小売業を営営するに十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p><u>(注) 申請者が次に掲げる者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の通信販売業を営営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p><u>1 通信販売業者（(社)日本通信販売協会会員（正会員に限る。）で食料品の通信販売の経験（2年以上）を有する者に限る。）</u></p> <p><u>2 酒類製造者（酒類製造場とは別の場所に酒類の通信販売のための販売場を設け、製造免許を受けた酒類と同一の種類（品目のある種類の酒類については、品目）の酒類を通信販売により販売しようとする場合に限る。）</u></p> <p><u>3 酒類販売業者（新たに自己が輸入する酒類のみを販売しようとする者を含む。）</u></p> <p><u>ロ 申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資金等、必要な販売施設及び設備を有し又は有する見込みが確実である。</u></p> <p><u>ハ 申請者は、契約その他から判断し、免許を付与された場合一般酒類小売販売場において通常購入することができない地酒、輸入酒等を通信販売により販売できることが確実と認められる。</u></p> <p>6. <u>全酒類卸売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u></p> <p>(1) <u>経歴及び経営能力等</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を営営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織す</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>る法人である。</u></p> <p><u>(注) 申請者(申請者が法人の場合はその役員)及び申請販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1 免許を受けている酒類の製造業若しくは販売業(薬用酒だけの販売業を除く。)の業務に直接従事した期間が引き続き10年(これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年)以上である者、調味食品等の卸売業を10年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して10年以上である者</u> <u>2 酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類に関する事業及び酒類業界の実情に十分精通していると認められる者</u> <u>3 申請販売場が沖縄県に所在する場合の申請者の経歴については、1に定める期間が10年とあるのを3年と読み替える。</u> <p><u>(2) 販売能力及び所要資金等</u></p> <p><u>申請販売場の所在地が、大都市又は大都市以外の地域のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合で、その所在する地域が大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に大都市が相当広範囲に包含されているため、申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは、他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量と大都市に所在する場合の基準数</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p><u>量との平均をもって申請販売場の所在地の基準数量としても差し支えない。</u></p> <p><u>イ 年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量）</u> <u>申請販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p> <p><u>申請販売場が大都市に所在する場合</u> <u>720kl</u></p> <p><u>申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合</u> <u>270kl</u></p> <p><u>ただし、申請販売場が沖縄県に所在する場合</u> <u>100kl</u></p> <p><u>ロ 所要資金等</u> <u>申請者は、月平均販売見込数量、月平均在庫数量、平均在庫日数、平均売上サイト及び八に定める設備等を勘案して全酒類卸売業を経営するに十分と認められる所要資金等を有している者である。</u></p> <p><u>ハ 設備</u> <u>申請者は、販売見込数量から勘案して適当と認められる店舗、倉庫、器具及び運搬車等の販売施設及び設備を有し又は有することが確実と認められる者である。</u></p> <p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>7 ビール卸売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u> <u>申請者について、次に定めるところを除き、全酒類卸売業の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>販売能力及び所要資金等</u> <u>申請販売場の所在地が、大都市、大都市を除く人口10万人以上の市制施行地（以下「中都市」という。）又は大都市及び中都市以外の地域（以下「その他の地域」という。）のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、申請販売場がその他の地域又は中都</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削除)</p>	<p><u>市に所在する場合で、その所在する地域が中都市又は大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に中都市又は大都市が相当広範囲に包含されているため、申請販売場がその他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、申請販売場が、その他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量と中都市又は大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって申請販売場の所在地の基準数量としても差し支えない。</u></p> <p><u>年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量）</u> <u>申請販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p> <p><u>申請販売場が大都市に所在する場合</u> <u>360kL</u></p> <p><u>申請販売場が中都市に所在する場合</u> <u>240kL</u></p> <p><u>申請販売場がその他の地域に所在する場合</u> <u>120kL</u></p> <p><u>8 洋酒卸売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u> <u>申請者について、次に定めるところを除き、3の(1)《一般酒類小売業免許についての経歴及び経営能力等》、(3)、6の(2)のロ《全酒類卸売業免許についての所要資金等》及び八《全酒類卸売業免許についての設備》の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>販売能力及び所要資金等</u> <u>申請販売場の所在地が大都市と大都市以外の地域とのいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。なお、6の(2)のただし書きは、この定めにおいても準用する。</u></p> <p><u>年平均販売見込数量（洋酒卸売基準数量）</u> <u>申請販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;"><u>申請販売場が大都市に所在する場合</u> 36kl</p> <p style="text-align: center;"><u>申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合</u> 24kl</p> <p>9 <u>輸出入酒類卸売業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u></p> <p>(1) <u>申請者が、外国人である場合は外国人登録法（昭和27年法律第 125号）に規定する外国人登録証明書</u> <u>を有している、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。</u></p> <p>(2) <u>経歴及び経営能力</u> <u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を</u> <u>経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又は</u> <u>これらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p>(3) <u>販売能力及び所要資金等</u></p> <p>イ <u>一定の店舗を有している。</u></p> <p>ロ <u>輸出酒類卸売業免許については、次に該当している。</u></p> <p>(イ) <u>契約等により酒類を輸出することが確実に認められる。</u></p> <p>(ロ) <u>輸出酒類卸売業を営するに十分と認められる所要資金等を有している。</u></p> <p>ハ <u>輸入酒類卸売業免許については、次に該当している。</u></p> <p>(イ) <u>年平均販売見込数量がおおむね6kl以上であり、かつ、当該酒類販売業を営するに十分と認められる所要資金等を有している。ただし、次の場合については、年平均販売見込数量がおおむね6klに達しない場合であっても、申請内容及び酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、免許することが適当であると認められる場合は免許を付与しても差し支えない。</u></p> <p>A <u>輸入酒類卸売業免許を受けている者が、支店、出張所等を設け、その場所では直接輸入</u></p>

改 正 後	改 正 前
(削除)	<p>は行わず、自己（同一の資本系列にある会社等自己と密接な関係にある特定の者を含む。以下同じ。）の他の販売場で輸入した酒類のみを販売しようとする場合</p> <p><u>B 輸入販売する酒類が薬用酒である場合</u></p> <p><u>(D) 契約等により酒類を輸入することが確実に認められる。</u></p> <p><u>(注) 1 輸出又は輸入が1回限り等取引回数が限定されている場合であっても、それをもって免許拒否の理由としない。</u></p> <p><u>2 輸出又は輸入の契約内容が確定するまでには至っていない場合であっても、輸出又は輸入が行われることが確実にであると認められるときは、免許を付与することができる。</u></p> <p><u>(4) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>10 酒類販売媒介業免許についての「申請者の経営の基礎が確立していること」の取扱い</u></p> <p><u>(1) 経歴及び経営能力等</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の媒介業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。ただし、現に酒類業団体の役職員である者を除く。</u></p> <p><u>(注)「経営するに十分な知識及び能力を有すると認める者」とは、おおむね次の経歴を有する者で、酒類の製造技術又は酒質の判定能力等酒類に関する知識及び記帳能力等が十分に独立して営業ができるものと認められる者をいう。</u></p> <p><u>1 免許を受けている酒類の製造業又は販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これら事業の経営者として直接業務に従事した者においては5年）以上である者</u></p> <p><u>2 過去において酒類の媒介業を相当期間経営</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 6 号関係 1 ~ 2 (省略)</p> <p><u>3. 法第10条第 6 号該当を根拠として拒否処分を行うに当たっての取扱い</u> 法第10条《免許の要件》第 6 号に該当するとして免許の拒否処分を行うに当たっては、同号の趣旨が申請者の遵法精神についての要件と経営状況についての要件との性格を併せ持つ性格を有していることにかんがみ、形式的に当該条項に該当することのみをもって判断することなく、法第10条第10号の要件と総合勘案の上、当該処分が相当であるか否か判断する。</p> <p>第 9 号関係 1 「取締上不適当と認められる場所」の意義 次の一に該当する場合は、法第10条《免許の要件》第 9 号に規定する「正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。 (1) 申請製造場が、酒場、料理店等と同一の場所であ</p>	<p><u>したことがある者</u> <u>3 酒類の副産物、原料、醸造機械等の販売業の業務に直接従事した期間が引き続き10年以上である者</u> <u>4 酒類の醸造技術の指導等の経験を 5 年以上有している者</u></p> <p>(2) <u>取扱能力等</u> <u>申請者は、次に定める取扱能力及び設備を有している者である。</u> イ <u>年平均取扱見込数量（媒介業の基準数量）</u> <u>申請者の年平均の取扱見込数量は 240kl 以上であることが確実であり、継続して媒介業を行う見込みがあると認められる。</u> ロ <u>設備</u> <u>媒介業を営むに足る事務所及び電話その他の設備を有し、又は有することが確実と認められる。</u></p> <p>(3) <u>申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p>第 6 号関係 1 ~ 2 (同左) (新設)</p> <p>第 9 号関係 1 「取締上不適当と認められる場所」の意義 次の一に該当する場合は、法第10条《免許の要件》第 9 号に規定する「正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に製造場又は販売場を設けようとする場合」に該当するものとして取り扱う。 (1) 申請製造場が、<u>工業用アルコールだけの製造場、</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>る場合。</p> <p>(注) 申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、検査取締上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等を壁、扉等で区分させる。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>第10号関係</p> <p>1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義</p> <p>法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、<u>申請者において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。</u></p> <p><u>なお、申請者において上記のような事情が認められるかどうかの判断を行うに当たっては、申請者等が、次の(1)から(8)の事項に該当しないかどうか、及び申請者が、その申請に係る免許の態様に応じ、次の2から10に定める要件を充足するかどうかを精査の上、総合的に勘案するのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 申請者等とは、申請者、申請者が法人のときはその役員若しくは主たる出資者(出資者が法人の場合は、その役員又は出資者を含む。)又は申請者が他の法人の役員若しくは主たる出資者となっているときは当該他の法人をいう。</u></p> <p>(1) <u>現に国税若しくは地方税を滞納している場合又は既往1年間に滞納したことがあり、今後において滞納するおそれがあると認められる場合</u></p> <p>(2) <u>申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている者</u></p> <p>(3) <u>直近終了事業年度の繰越損失が資本金を上回る者又は直近終了前3事業年度のすべての事業年度が欠</u></p>	<p><u>販売場又は酒場、料理店等と同一の場所である場合。</u></p> <p>(注) 申請製造場が酒場、料理店等と接近した場所にある場合には、必ず図面上で明確に区分させる。この場合、検査取締上特に必要があると認められるときには、製造場と酒場、料理店等を壁、扉等で区分させる。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>第10号関係</p> <p>1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義</p> <p>法第10条《免許の要件》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が<u>あって、事業の経営の基礎が確立しているとは認められない場合をいう。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>損となっている者</u></p> <p>(4) <u>酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合</u></p> <p>(5) <u>過少申告等国税若しくは地方税法上の義務違反又は違法若しくは不公正な取引を繰り返す者</u></p> <p>(6) <u>独占禁止法第18条《設立・合併無効の訴え》又は商法（明治32年法律第48号）第 104条《合併無効の訴えの提起》等他の法律に抵触しているため、その法人の存立が危ぶまれる場合</u></p> <p>(7) <u>現に酒類製造免許を受けている酒類に対する酒税につき、担保の提供を命ぜられたにもかかわらず、その全部又は一部の提供をしない場合</u></p> <p>(8) <u>酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該製造者が今後 1 年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の平均 3 か月分に相当する価額又は免許申請書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額（以下「申請酒類の酒税額」という。）の 4 か月分に相当する価額のうち、いずれか多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる者である場合。ただし、申請酒類の酒税額が、免許した場合における当該製造者の今後 1 年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の 3 割以下であって、当該製造者について申請酒類の酒税額の 4 か月分に相当する価額以上の担保を提供する能力があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p><u>2 経営の基礎薄弱者の取扱い</u></p> <p><u>申請者、申請者が法人のときはその役員若しくは主たる出資者（出資者が法人の場合は、その役員又は出資者を含む。）、又は申請者が他の法人の役員若しくは主たる出資者となっているときは当該他の法人が、次に掲げる者である場合には、法第10条《免許の要件》第10号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>現に国税若しくは地方税を滞納している場合又は既往 1 年間に滞納したことがあり、今後において滞納するおそれがあると認められる場合</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>2. <u>酒類製造免許についての取扱い</u></p> <p>(1) <u>経歴及び知識・能力等</u></p> <p><u>申請者は、事業経歴その他から判断し、適正に酒類を製造するのに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p>	<p>(2) <u>申請前1年以内に銀行取引停止処分を受けている者</u></p> <p>(3) <u>直近終了事業年度の繰越損失が資本金を上回る者又は直近終了前3事業年度のすべての事業年度が欠損となっている者</u></p> <p>(4) <u>酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受け、履行していない場合又は告発されている場合</u></p> <p>(5) <u>過少申告等国税若しくは地方税法上の義務違反又は違法若しくは不公正な取引を繰り返す者</u></p> <p>(6) <u>独占禁止法第18条《設立・合併無効の訴え》又は商法（明治32年法律第48号）第104条《合併無効の訴えの提起》等他の法律に抵触しているため、その法人の存立が危ぶまれる場合</u></p> <p>(7) <u>現に酒類製造免許を受けている酒類に対する酒税につき、担保の提供を命ぜられたにもかかわらず、その全部又は一部の提供をしない場合</u></p> <p>(8) <u>酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該製造者が今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の平均3か月分に相当する価額又は免許申請書に記載している酒類の数量に対する酒税相当額（以下「申請酒類の酒税額」という。）の4か月分に相当する価額のうち、いずれが多い方の価額以上の担保を提供する能力がないと認められる者である場合。ただし、申請酒類の酒税額が、免許した場合における当該製造者の今後1年間に納付すべき酒税額（既免許の酒税額を含む。）の3割以下であって、当該製造者について申請酒類の酒税額の4か月分に相当する価額以上の担保を提供する能力があると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 製造能力及び所要資金等</u></p> <p><u>イ 申請製造場について、酒類の製造見込数量が、法定製造数量以上である。</u></p> <p><u>ロ 申請者が、酒類を適切に製造するために必要な所要資金等（資本、当座資産及び融資をいう。以下同じ。）並びに製造又は貯蔵等に必要な設備及び人員を有する者であって、酒類の製造に関して安定的な経営が行われると認められる場合である。</u></p> <p><u>（注）「安定的な経営が行われると認められる場合」には、酒類の製造に関し、必要な資金を融資等により将来にわたって確保することができ、かつ、その事業計画が単年度黒字の発生、累積欠損の解消等が確実に図られることを予定しているなど黒字体質に転換する合理的な根拠があると認められる場合を含むものとする。</u></p> <p><u>ハ 酒類の製造免許を付与することとした場合において、当該酒類の製造に必要な原料の入手が確実に認められる場合である。</u></p> <p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>3. 一般酒類小売業免許についての取扱い</u></p> <p><u>(1) 経歴及び経営能力等</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p><u>（注）申請者（申請者が法人の場合はその役員）及び申請販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の小売業を経営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p><u>1 免許を受けている酒類の製造業若しくは販</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>売業（薬用酒（薬事法（昭和35年法律第 145号）の規定により厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き3年以上である者、調味食品等の販売業を3年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して3年以上である者</u></p> <p><u>2. 酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類の製造業若しくは販売業の経営者として直接業務に従事した者等で酒類に関する事業及び酒類業界の実情に十分精通していると認められる者</u></p> <p><u>(2) 販売能力及び所要資金等</u> <u>申請者は、申請販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うに足りる所有資金等並びに必要な販売施設及び設備を有している者又は所有資金を有し申請がなされた免許年度の終了日までに販売施設及び設備を有することが確実に認められる者である。</u></p> <p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>4. 大型店舗酒類小売業免許についての取扱い</u> <u>申請者が大型店舗の経営者又は契約その他により免許を付与された場合大型店舗において酒類を販売できる者であることのほか、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>5. 特殊酒類小売業免許についての取扱い</u> <u>申請者について、特段の定めのある場合を除き、一般酒類小売業免許の取扱いを準用する。ただし、特殊酒類小売業免許の目的に従い軽減し、又は準用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) みりん小売業免許</u> <u>イ 申請者は、申請販売場において食料品を販売している者又は販売する見込みがあると認められる</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>者である。</u></p> <p><u>ロ 申請者は、みりんを販売するために必要な施設及び設備を有していると認められる者又は有することが確実に認められる者であること。</u></p> <p><u>(注) 申請者が所有権又は賃借権等に基づいて申請販売場を利用できると認められる場合には、原則として、この定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(2) 観光地等酒類小売業免許</u> 申請者が、土産品若しくは清涼飲料等の売店又は山の家等の経営者である。</p> <p><u>(3) 船舶内等酒類小売業免許</u> 申請者は、次に掲げる要件に該当する船舶の所有者、よう船者又は当該船舶内等の一定の場所を借り受ける者で、免許を付与された場合当該船舶内等において一般乗客を対象として酒類を販売することのできる者である。</p> <p><u>イ 日本に船籍を有している。</u></p> <p><u>ロ 客船又は貨客船であって、その総トン数が 100 トン以上である。</u></p> <p><u>ハ 一定の定期航路に就航している。</u></p> <p><u>(4) 駅構内等酒類小売業免許</u> 申請者は、免許を付与された場合、駅に付属する店舗、駅構内又は進行中の列車内において一般乗降客を対象として酒類を販売することのできる者である。</p> <p><u>(5) 競技場等酒類小売業免許</u> 申請者は、免許を付与された場合、野球、競馬等の競技場若しくは劇場等の場内に売店を設け、又は立ち売り等により一般入場者を対象として酒類を販売することのできる者である。</p> <p><u>(6) 船用品等取扱業者酒類小売業免許</u> 申請者が、次の要件に該当する場合である。</p> <p><u>イ 申請者は、船舶又は航空機(以下この(6)において、これらを「船舶等」という。)に対する船用品又は機用品(以下この(6)において、これらを「</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>船用品等」という。) 専門販売業者であって、かつ、免許を付与された場合、相当数量の酒類を販売する見込みがあると認められる者である。</u></p> <p><u>ロ 申請者は、本邦と外国との間を往来する船舶等に船用品等を販売するために現に税関から船舶等への交通の承認を受けている船用品等取扱業者であり、かつ、相当期間その経験を有する者である。</u></p> <p><u>ハ 申請者は、倉庫、事務所等適当と認められる販売のための設備を有していると認められる者であり、かつ、申請販売場が港又は空港に近接している。</u></p> <p><u>(7) 通信販売酒類小売業免許</u></p> <p><u>イ 申請者は、経験その他から判断し、適正に通信販売による酒類小売業を営むに十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p><u>(注) 申請者が次に掲げる者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の通信販売業を営むに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p><u>1 通信販売業者((社)日本通信販売協会会員(正会員に限る。)で食料品の通信販売の経験(2年以上)を有する者に限る。)</u></p> <p><u>2 酒類製造者(酒類製造場とは別の場所に酒類の通信販売のための販売場を設け、製造免許を受けた酒類と同一の種類(品目のある種類の酒類については、品目)の酒類を通信販売により販売しようとする場合に限る。)</u></p> <p><u>3 酒類販売業者(新たに自己が輸入する酒類のみを販売しようとする者を含む。)</u></p> <p><u>ロ 申請者は、酒類の通信販売を行うための所要資</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>金等、必要な販売施設及び設備を有し又は有する見込みが確実である。</u></p> <p><u>八 申請者は、契約その他から判断し、免許を付与された場合一般酒類小売販売場において通常購入することができない地酒、輸入酒等を通信販売により販売できることが確実と認められる。</u></p> <p><u>6 全酒類卸売業免許についての取扱い</u></p> <p><u>(1) 経歴及び経営能力等</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p><u>(注) 申請者（申請者が法人の場合はその役員）及び申請販売場の支配人がおおむね次に掲げる経歴を有する者であって、酒類に関する知識及び記帳能力等、酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められる場合は原則としてこの定めを満たすものとして取り扱う。</u></p> <p><u>1 免許を受けている酒類の製造業若しくは販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これらの事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年）以上である者、調味食品等の卸売業を10年以上継続して経営している者又はこれらの業務に従事した期間が相互に通算して10年以上である者</u></p> <p><u>2 酒類業団体の役職員として相当期間継続して勤務した者又は酒類に関する事業及び酒類業界の実情に十分精通していると認められる者</u></p> <p><u>3 申請販売場が沖縄県に所在する場合の申請者の経歴については、1に定める期間が10年とあるのを3年と読み替える。</u></p> <p><u>(2) 販売能力及び所要資金等</u></p> <p><u>申請販売場の所在地が、大都市又は大都市以外の</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>地域のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合で、その所在する地域が大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に大都市が相当広範囲に包含されているため、申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは、他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合の基準数量と大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって申請販売場の所在地の基準数量としても差し支えない。</u></p> <p><u>イ 年平均販売見込数量（全酒類卸売基準数量）</u> <u>申請販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p> <p><u>申請販売場が大都市に所在する場合</u> <u>720kL</u></p> <p><u>申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合</u> <u>270kL</u></p> <p><u>ただし、申請販売場が沖縄県に所在する場合</u> <u>100kL</u></p> <p><u>ロ 所要資金等</u> <u>申請者は、月平均販売見込数量、月平均在庫数量、平均在庫日数、平均売上サイト及び八に定める設備等を勘案して全酒類卸売業を営営するに十分と認められる所要資金等を有している者である。</u></p> <p><u>ハ 設備</u> <u>申請者は、販売見込数量から勘案して適当と認められる店舗、倉庫、器具及び運搬車等の販売施設及び設備を有し又は有することが确实と認められる者である。</u></p> <p><u>(3) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>7 ビール卸売業免許についての取扱い</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>申請者について、次に定めるところを除き、全酒類卸売業の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>販売能力及び所要資金等</u></p> <p><u>申請販売場の所在地が、大都市、大都市を除く人口10万人以上の市制施行地（以下「中都市」という。）又は大都市及び中都市以外の地域（以下「その他の地域」という。）のいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。ただし、申請販売場がその他の地域又は中都市に所在する場合で、その所在する地域が中都市又は大都市と接近しており、かつ、その卸売販売地域に中都市又は大都市が相当広範囲に包含されているため、申請販売場がその他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量をそのまま適用することは他の販売場所在地の地域の基準数量との権衡上不合理であると認められるときは、申請販売場が、その他の地域又は中都市に所在する場合の基準数量と中都市又は大都市に所在する場合の基準数量との平均をもって申請販売場の所在地の基準数量としても差し支えない。</u></p> <p><u>年平均販売見込数量（ビール卸売基準数量）</u></p> <p><u>申請販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p> <p><u>申請販売場が大都市に所在する場合</u> 360kl</p> <p><u>申請販売場が中都市に所在する場合</u> 240kl</p> <p><u>申請販売場がその他の地域に所在する場合</u> 120kl</p> <p><u>8. 洋酒卸売業免許についての取扱い</u></p> <p><u>申請者について、次に定めるところを除き、3の(1)《一般酒類小売業免許についての経歴及び経営能力等》、(3)、6の(2)のロ《全酒類卸売業免許についての所要資金等》及び八《全酒類卸売業免許についての設備》の取扱いを準用する。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>販売能力及び所要資金等</u></p> <p><u>申請販売場の所在地が大都市と大都市以外の地域とのいずれの地域に属するかにより、その属する地域について、次に定める販売能力及び所要資金等を有している者である。なお、6の(2)のただし書きは、この定めにおいても準用する。</u></p> <p><u>年平均販売見込数量（洋酒卸売基準数量）</u></p> <p><u>申請販売場における年平均販売見込数量は、次の基準数量以上である。</u></p> <p><u>申請販売場が大都市に所在する場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>36kl</u></p> <p><u>申請販売場が大都市以外の地域に所在する場合</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>24kl</u></p> <p><u>9. 輸出入酒類卸売業免許についての取扱い</u></p> <p><u>(1) 申請者が、外国人である場合は外国人登録法（昭和27年法律第 125号）に規定する外国人登録証明書を有している、また、外国法人である場合は日本において支店登記が完了している。</u></p> <p><u>(2) 経歴及び経営能力</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の卸売業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。</u></p> <p><u>(3) 販売能力及び所要資金等</u></p> <p><u>イ 一定の店舗を有している。</u></p> <p><u>ロ 輸出酒類卸売業免許については、次に該当している。</u></p> <p><u>(イ) 契約等により酒類を輸出することが确实と認められる。</u></p> <p><u>(ロ) 輸出酒類卸売業を経営するに十分と認められる所要資金等を有している。</u></p> <p><u>ハ 輸入酒類卸売業免許については、次に該当している。</u></p> <p><u>(イ) 年平均販売見込数量がおおむね6kl以上であり、かつ、当該酒類卸売業を経営するに十分と</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>認められる所要資金等を有している。ただし、次の場合については、年平均販売見込数量がおおむね6klに達しない場合であっても、申請内容及び酒類の需給調整上に及ぼす影響を十分に検討し、免許することが適当であると認められる場合は免許を付与しても差し支えない。</u></p> <p><u>A 輸入酒類卸売業免許を受けている者が、支店、出張所等を設け、その場所では直接輸入は行わず、自己（同一の資本系列にある会社等自己と密接な関係にある特定の者を含む。以下同じ。）の他の販売場で輸入した酒類のみを販売しようとする場合</u></p> <p><u>B 輸入販売する酒類が薬用酒である場合</u></p> <p><u>(D) 契約等により酒類を輸入することが確実と認められる。</u></p> <p><u>(注) 1 輸出又は輸入が1回限り等取引回数</u> <u>が限定されている場合であっても、それをもって免許拒否の理由としない。</u></p> <p><u>2 輸出又は輸入の契約内容が確定する</u> <u>までには至っていない場合であっても、輸出又は輸入が行われることが確実であると認められるときは、免許を付与することができる。</u></p> <p><u>(4) 申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p><u>10 酒類販売媒介業免許についての取扱い</u></p> <p><u>(1) 経歴及び経営能力等</u></p> <p><u>申請者は、経験その他から判断し、適正に酒類の媒介業を経営するに十分な知識及び能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。ただし、現に酒類業団体の役員である者を除く。</u></p> <p><u>(注) 「経営するに十分な知識及び能力を有すると認める者」とは、おおむね次の経歴を有する者で、酒類の製造技術又は酒質の判定能力等酒類に関する知識及び記帳能力等が十分に独立して</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>営業ができるものと認められる者をいう。</u></p> <p>1. <u>免許を受けている酒類の製造業又は販売業（薬用酒だけの販売業を除く。）の業務に直接従事した期間が引き続き10年（これら事業の経営者として直接業務に従事した者にあつては5年）以上である者</u></p> <p>2. <u>過去において酒類の媒介業を相当期間経営したことがある者</u></p> <p>3. <u>酒類の副産物、原料、醸造機械等の販売業の業務に直接従事した期間が引き続き10年以上である者</u></p> <p>4. <u>酒類の醸造技術の指導等の経験を5年以上有している者</u></p> <p>(2) <u>取扱能力等</u> <u>申請者は、次に定める取扱能力及び設備を有している者である。</u></p> <p>イ <u>年平均取扱見込数量（媒介業の基準数量）</u> <u>申請者の年平均の取扱見込数量は 240kl 以上であることが確実であり、継続して媒介業を行う見込みがあると認められる。</u></p> <p>ロ <u>設備</u> <u>媒介業を営むに足る事務所及び電話その他の設備を有し、又は有することが確実と認められる。</u></p> <p>(3) <u>申請者は、破産者で復権を得ていない場合に該当しない。</u></p> <p>第47条 申告義務 第1項関係 1～8 （省略） 9 「酒類の製造場又は販売場の所在地に異動を生じたとき」の取扱い (1) 令第54条《異動申告》に規定する酒類、酒母等の「製造場の所在地につき異動を生じたとき」又は「販売場の所在地につき異動を生じたとき」とは、当該製造場又は販売場の存する場所の地名若しくは地番に変更のあった場合をいい、同一の建物内若しく</p>	<p>第47条 申告義務 第1項関係 1～8 （同左） 9 「酒類の製造場又は販売場の所在地に異動を生じたとき」の取扱い (1) 令第54条《異動申告》に規定する酒類、酒母等の「製造場の所在地につき異動を生じたとき」又は「販売場の所在地につき異動を生じたとき」とは、当該製造場又は販売場の存する場所の地名若しくは地番に変更のあった場合をいい、同一の建物内若しく</p>

改 正 後	改 正 前
<p>は施設内において当該製造場又は販売場を移動した場合も含むものとする。</p> <p>(注) 例えば、販売業者である<u>大型店舗</u>若しくは<u>大型店舗</u>からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該<u>大型店舗</u>内において販売場を移動する場合(販売場を階を異にして拡張する場合等を含む。以下同じ。)又はプラットホーム若しくは駅構内(プラットホームを除く。以下、この(注)において同じ。)の一部を賃借している販売業者が、他のプラットホーム若しくは駅構内の他の場所に販売場を移動する場合は「異動」とするのであるから留意する。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、<u>次に掲げる場合には、令第54条《異動申告》に規定する申告を省略させることとして差し支えない。</u></p> <p>イ 販売業者が、同一の建物内若しくは施設内において販売場を移動する場合において、販売業者において販売場が確実に管理されている場合。</p> <p>ロ <u>市区町村合併による市区町村名の変更に伴う製造場又は販売場の所在地の変更等異動事項の内容が、異動申告によらずとも明確に特定しうる場合。</u></p>	<p>は施設内において当該製造場又は販売場を移動した場合も含むものとする。</p> <p>(注) 例えば、販売業者である<u>百貨店等</u>若しくは<u>百貨店等</u>からその店舗の一部を賃借している販売業者が、当該<u>百貨店等</u>内において販売場を移動する場合(販売場を階を異にして拡張する場合等を含む。以下同じ。)又はプラットホーム若しくは駅構内(プラットホームを除く。以下、この(注)において同じ。)の一部を賃借している販売業者が、他のプラットホーム若しくは駅構内の他の場所に販売場を移動する場合は「異動」とするのであるから留意する。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、<u>販売業者が、同一の建物内若しくは施設内において販売場を移動する場合において、販売業者において販売場が確実に管理されている場合には、令第54条《異動申告》に規定する申告を省略させることとして差し支えない。</u></p> <p>(新設)</p>